

# 三朝町空家等対策計画【概要版】

近年の地方における人口減少等により、各集落に空家が増加し、適正に管理されない空家は、防災・防犯・安全・環境等において深刻な問題となっています。

本町では、「三朝町空家等対策計画」を策定することで、地域住民の安全・安心な生活環境を守り、空家等の利活用も含めて、空家対策を効果的かつ効率的に推進します。

## 1 計画の概要

### (1) 目的

空家等対策を総合的かつ計画的に実施するため、三朝町の基本的な取組み姿勢や対策を示します。

### (2) 位置付け

空家等対策の推進に関する特別措置法第6条に規定する空家等対策計画

### (3) 計画期間

令和2年4月から令和7年3月末までの5年間

※社会情勢の変化に適切に対応するため、適宜必要な見直しを行います。

## 2 現状と課題

### (1) 現状

・平成26年度に空家調査を実施し、令和元年度に各集落の協力により、再調査を実施した結果、平成26年度の調査時に比べ、空家の数が48件増加しています。

今後、所有者等の高齢化に伴って空家等が増加するものと考えられます。

### (2) 課題

#### ① 土地所有・相続上の課題

- ・所有者の高齢化
- ・相続人が遠方のため、管理が困難

#### ② 利活用の課題

- ・空家期間の長期化による老朽化の進行
- ・空家の改修や流通の促進

#### ③ 管理不全の課題

- ・周辺への悪影響

#### ④ 税制上の課題

- ・解体による固定資産税の増額に係る税金の負担増

(人が居住用として所有している土地は、固定資産税が低くなる特例あり。)

(件)

400

300

200

100

0

280

50

230

328

85

243

H26

R1

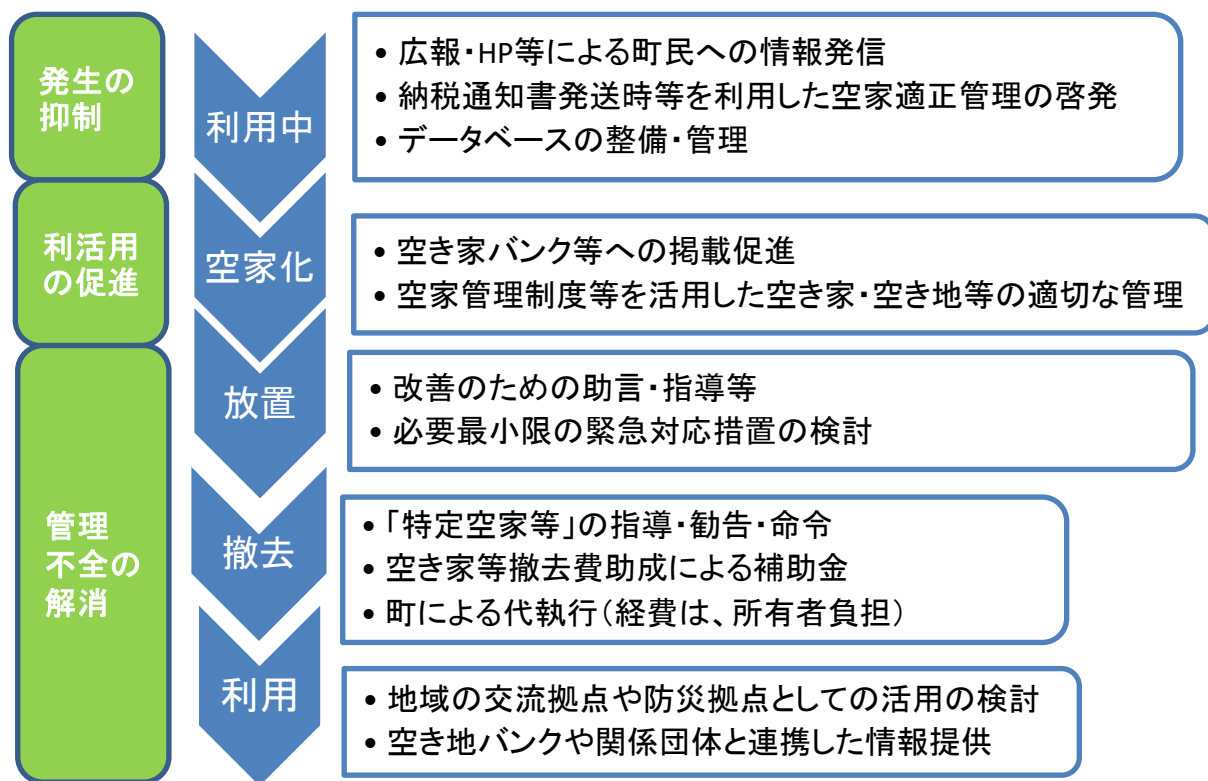
■ 空家 ■ 管理不全家屋

### 3 空家等対策の取組み方針

住宅が、空家等になる前段階から、空家除却後の跡地利用までの各段階の状況に応じた取組みを行います。

- (1) 発生の抑制・・・所有者の意識付け等
- (2) 利活用の推進・・・管理方法の提供等による適正な管理や利活用の推進
- (3) 管理不全の解消・・・特定空家等に対する優先的な除却対策等
- (4) 所有者等からの相談・・・専門家と連携した相談体制の構築

### 4 具体的な施策について



### 5 実施体制について

空家等対策計画について	総務課危機管理局
調査・指導、勧告等に関すること	
空家の撤去について	
空き地・空き家バンクについて	観光交流課
空家等の税制上の措置について	町民課